



【別紙】

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 (省 略)	第 2 条 <現行どおり>
2. 前項各号及びそれに付帯 <u>または</u> 関連する一切の業務	2. 前項各号及びそれに付帯 <u>又は</u> 関連する一切の業務
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会、取締役のほか次の機関を置く。	第 4 条 <現行どおり>
(1) 取締役会	(1) <現行どおり>
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削 除>
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第10条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第10条 <現行どおり>
(1) 会社法第189条第2項に掲げる権利	(1) <現行どおり>
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) <現行どおり>
(3) <u>募集株式または募集新株予約権</u> の割当てを受ける権利	(3) <u>募集株式又は募集新株予約権</u> の割当てを受ける権利
(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利	(4) <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式、並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令<u>または</u>本定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条の1 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>または</u>登録株式質権者とするすることができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式、並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令<u>又は</u>本定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条の1 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主<u>又は</u>登録株式質権者とするすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(第1種優先配当)</p> <p>第13条の2 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>または普通株式の登録株式質権者</u>（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載<u>または記録された</u>第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）<u>または</u>第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する配当財産の額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、300パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。以下「第1種優先配当」という。）を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額が次項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種優先配当の額は第1種無配時優先配当の額と同額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(第1種優先配当)</p> <p>第13条の2 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>又は普通株式の登録株式質権者</u>（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）<u>又は</u>第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する配当財産の額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100パーセントを下限とし、300パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。以下「第1種優先配当」という。）を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額が次項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種優先配当の額は第1種無配時優先配当の額と同額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行わないときは、当該株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額に相当する配当財産（配当財産は金銭に限る。）による剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。</p> <p>③ 第1種優先配当または第1種無配時優先配当の全部または一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、第1項または第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当または第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。</p> <p>④ 当社は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。</p>	<p>② 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額に相当する配当財産（配当財産は金銭に限る。）による剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。</p> <p>③ 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。</p> <p>④ 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第13条の3 当社の残余財産を分配するときは、 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主または登録株式質権者に先立って、前条第3項に規定する不足額に相当する金銭を支払う。</p> <p>② 当社は、前項に規定する場合には、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して割り当てる残余財産の価額に相当する金銭を支払う。</p> <p>(議決権)</p> <p>第13条の4 第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当または第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当または第1種無配時優先配当に係る配当財産の交付が行われるまでの間は、この限りでない。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の6 (省 略)</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第13条の3 当社の残余財産を分配するときは、 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は登録株式質権者に先立って、前条第3項に規定する不足額に相当する金銭を支払う。</p> <p>② 当社は、前項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して割り当てる残余財産の価額に相当する金銭を支払う。</p> <p>(議決権)</p> <p>第13条の4 第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間において、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に係る配当財産の交付が行われるまでの間は、この限りでない。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の6 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日</p> <p>(2) &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の分割、株式の併合等)</p> <p>第13条の7 当社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。</p> <p>② 当社は株式の分割<u>または</u>株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(2) 普通株式<u>または</u>第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式を有する株主<u>または</u>登録株式質権者に対して、株式の分割を行う種類の株式をもって株式無償割当てを行う。株式無償割当ては1株につき株式の分割と同一の割合で行う。</p> <p>(3) 普通株主<u>または</u>普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主<u>または</u>第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主<u>または</u>普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主<u>または</u>第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p>	<p>(株式の分割、株式の併合等)</p> <p>第13条の7 当社は、株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。</p> <p>② 当社は株式の分割<u>又は</u>株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(2) 普通株式<u>又は</u>第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式を有する株主<u>又は</u>登録株式質権者に対して、株式の分割を行う種類の株式をもって株式無償割当てを行う。株式無償割当ては1株につき株式の分割と同一の割合で行う。</p> <p>(3) 普通株主<u>又は</u>普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主<u>又は</u>第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>④ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>⑤ 当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主<u>又は</u>普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主<u>又は</u>第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑥ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>⑧ (省 略)</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第13条の8 当社は、<u>第14条</u>の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p> <p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長<u>または</u>取締役社長が招集する。取締役会長<u>および</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役会長<u>または</u>取締役社長が議長となる。取締役会長<u>および</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>⑥ 当社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主<u>又は</u>普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主<u>又は</u>第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</p> <p>⑦ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>⑧ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第13条の8 当社は、<u>第13条</u>の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p> <p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長<u>又は</u>取締役社長が招集する。取締役会長<u>及び</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役会長<u>又は</u>取締役社長が議長となる。取締役会長<u>及び</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>または表示すべき事項</u>に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>② 前項の場合には、株主<u>または代理人</u>は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>又は表示すべき事項</u>に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 前項の場合には、株主<u>又は代理人</u>は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前<u>まで</u>に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面<u>または電磁的記録により</u>同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他業務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面<u>又は電磁的記録により</u>同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与其他業務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第6章 会計監査人</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (省 略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第30条～第31条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (省 略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 (省 略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 &lt;現行どおり&gt;</p>